

遺留分に関する民法特例

ツツコミ質問

円滑な遺産分割



ツッコミ質問

遺留分に関する民法特例の種類
(除外合意・固定合意)
特例を利用する際の手続き



遺留分に関する民法の特例について 説明してください

遺留分に関する民法の特例とは、一定範囲内の親族には、遺留分によって、最低限の相続財産が保障されているので、相続人が複数人存在する場合には、自社株が分散して、経営に関わる意思決定に支障をきたすおそれがあります。



遺留分に関する民法の特例について 説明してください

遺留分に関する民法の特例を利用して、非上場株式を遺留分の計算から除外できる、除外合意や、遺留分の計算に占める自社株の金額を、合意時の価額に固定する、固定合意を実施できます。

二つの合意を併用することで、株価の上昇を心配することなく、後継者が株式を取得できるようになります。



除外合意について説明してください

除外合意とは、遺留分算定基礎財産から、贈与された株式を除外するもので、合意した他の相続人は、遺留分の主張ができなくなり、相続による株式の分散を防止できます。



固定合意について説明してください

固定合意とは、遺留分算定基礎財産に算入する価額を、合意時の価額に固定するものです。

この合意をすると、株式の価額が上がっても、遺留分には影響しないので、想定外の遺留分の主張を防止できます。

?

固定する合意時の時価については 証明が必要ですか？

固定する合意時の時価は、税理士、公認会計士、弁護士などによる、
合意の時における相当な価額であることの証明が必要です。



遺留分に関する民法特例の適用を受けるために必要な手続について説明してください

遺留分に関する民法の特例を受けるための手続は、経営者の推定相続人全員と、後継者が合意し、合意書を作成します。

次に、合意をした日から1ヶ月以内に、遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書に必要書類を添付して、経済産業大臣へ申請します。

申請後に確認書の交付を受け、確認を受けた日から、1ヶ月以内に家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所の許可を得ます。